



成年後見制度は あなたの権利や 財産を守ります

今回は、11月5日(土)に行われる市民講演会『ザ☆成年後見』
あなたが財産管理できなくなったら』の開催に先立ち、成年後見
制度とは何か、またこの制度ができた背景についてお話しします。

も しもあなたの周りに、一人暮らしになつた途端、すっかり元気をなくしてしまい、金銭管理にもミスが目立つようになって、訪問販売から高額な布団など買わされしまった—そんな友人、家族がいたとしたら…。いえ、あなた自身がもしもそんなふうになつてしまつたら、どうしますか？

私たちは日々、いろいろな形で契約しながら暮らしています。物を買ったり、サービスを利用したり。これらはすべて契約の上になり立つものです(印鑑を押すような契約でなくとも、です)。

でも、認知症などで判断能力が十分でないままに契約を結んだら…不利益を被ったり、悪徳商法の被害に遭つたりするかもしれません。

そんなことが起こらないよう保護し、支援するのが「成年後見制度」です。簡単に

言うと、判断能力が十分ではない方(認知症高齢者、知的精神障がい者)の権利を守るため、ご家族や第3者*が本人に代わつて財産管理や契約行為を行うことを、認める制度です。

社

会の急速な高齢化に対応して、2000(平成12)年に介護保険法が施行されました。これにより私たちは、自分が本当に求める介護サービスを、契約し、サービスを受受できるようにになりました。この介護保険法の成立を受けて、同年に「成年後見制度」も施行されました。「成年後見制度」では、本人の自己決定を尊重し、残存能力を活用する、ノーマライゼーションの精神が基本理念となっています。ノーマライゼーションとは、お年寄りに対しては障がいのある方に対しても

まちづくりの新たな胎動をいち早くキャッチしてご紹介するシリーズ「まちづくり最前線」。
第5回は「成年後見制度」について。



リポーター
地域包括支援センター 社会福祉士
飯岡 多美子

分け隔てなく、普通に生活を送ってもらおうという考え方です。

成年後見制度の中の「法定後見制度」(左ページ参照)はまさにその典型。本人の能力をできるだけ生かし、判断能力の程度に応じてサポートしようというものです。

また同制度には、「任意後見制度」もあります。これにより、私たちは元気なうちに、あらかじめ後見人を決めておくことができるようになりました。

全てをここでお伝えすることはできませんが、興味のある方はお近くの地域包括支援センターまでお尋ねください。制度の説明から手続きの支援まで、また必要な関係機関へもおつなぎします。

そして11月5日(土)の市民講演会では、この「成年後見制度」について地域包括支援センターの職員が、寸劇を交えて分かりやすく説明します！ぜひこの機会に見に来てください。☺

*後見人には家族がなる場合が多いですが、身内の方がいない場合などは弁護士や司法書士、社会福祉士などの第3者が行うこともあり、誰が適任かは家庭裁判所が決定します

市民講演会

ザ☆成年後見

あなたが財産管理できなくなったら
成年後見制度について、講師による解説のほか、地域包括支援センターの職員による「劇団フォーかつ」が寸劇で分かりやすくご案内します。

皆さんの財産や権利を守ってくれる制度です。お時間のある方はぜひ当日会場までいらしてください。お待ちしています！ 申込不要。

日時 11月5日(土)10時～12時

場所 花川北コミセン

講師 社団法人成年後見センター
リーガルサポート札幌支部
司法書士 西野悦子氏

費用 無料

問合せ

花川北地域包括支援センター

☎75-6677

地域包括支援センターホットライン21

☎73-2221

厚田地域包括支援センター

☎78-1030

浜益地域包括支援センター







☎79-5111



成年後見も「劇団フォーかつ」の熱演で分かりやすく。鈴木★五郎もやって来ます！

法定後見制度とは？

高齢になって判断力が衰えたりすると、適切に金銭管理や契約行為ができなくなってしまうことも…。そんなとき、家庭裁判所から選ばれた成年後見人などが、本人に代わって必要な金銭管理を行ってくれます。なお、同制度は本人の判断能力に応じて、以下の3つに分類されています。

法定後見制度における3つの類型	<p>後見</p>  <p>判断能力が全くない方には…</p>	<p>保佐</p>  <p>判断能力が著しく不十分な方には…</p>	<p>補助</p>  <p>判断能力が不十分な方には…</p>
役割	<p>↓</p>  <p>後見人が全ての法律行為を本人に代わって行い、または取り消します※1。</p>	<p>↓</p>  <p>本人が特定の重要な契約※2や手続きをするとき、保佐人が同意したり、取り消したり、本人が希望すれば代わってその法律行為を行います※1。</p>	<p>↓</p>  <p>本人が特定の契約や手続きを行うとき、補助人が同意したり、取り消したり、本人が希望すれば変わってその法律行為を行います※1。</p>

※1 日常生活に関する行為は除く ※2 借金や訴訟行為、相続の承認や放棄、新築や増築など

石狩市民

もしも、鈴木★五郎が成年後見人になったら？ 成年後見人は、具体的に次のようなことを行います。

1 本人の財産状況などを明らかにしておきます。

1カ月以内に財産目録を作って、家庭裁判所に出さねば！



本人らしい暮らし方や支援の仕方を考えてやらねばなあ…

2 財産管理や介護、入院などの契約について今後の計画と収支予定を立てます。



3 財産を管理したり、本人に代わって契約を結びます。

本人が悪徳商法などで結んだ契約には断固NO！



家庭裁判所が監督さんなんだな

4 家庭裁判所に成年後見人として行った仕事を報告します。

